

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

都道府県連携協議会の運営規則等の基本的な考え方について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありました。

本通知は、昨年12月に公布された感染症法等改正における、都道府県連携協議会に係る規定が令和5年4月1日より施行されることを踏まえたものです。概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○連携協議会は、感染症法に基づく予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市及び特別区（保健所設置市等）その他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的に、各都道府県においてそれぞれの実情に即して設置すること。

○連携協議会は年1回以上開催すること。

○連携協議会については、令和6年度の予防計画の策定に間に合う時期に適切に設置すること。

○全体を統括する役割と、予防計画の項目等に沿って各論点ごとに議論する役割に分けることも考えられること。

・全体を統括する場と各論点ごとに議論する場について、両方ともに年1回以上の開催とすることが望ましいこと。

(全体を統括する場の設置にあたって)

・「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月5日日医発第1182号（健Ⅱ302F））において設置を依頼している、新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会等を活用して差し支えないこと。

・各論点ごとに議論した場での検討内容を踏まえた上で、予防計画の協議等を行うこと。

・管内の、保健所設置市等、感染症指定医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会等の職能団体、消防機関、高齢者施設等の関係団体、介護・障害福祉サービス事業所の関係団体、保健所、地方衛生研究所等、検疫所、教育機関、保健所設置市等以外の市町村等、地域の実情に応じて、幅広い関係機関の参加を求めること。

・基本的には参加を求めたすべての機関が予防計画に係る議論に参加すること。

(各論点ごとに議論する場の設置にあたって)

・関連する既存の協議会等を活用して差し支えないこと。

・管内の保健所設置市等の参加を必ず求め、診療に関する学識経験者の団体その他の関係機関の参加を議題に応じて求めること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】

大阪府医師会地域医療1課
(06-6763-7012)